

◆村岡正嗣委員

日本共産党の村岡正嗣です。

早速質問に入ります。

まず、当初予算案における主要な施策7ページ、総合的な土砂災害対策の推進、予算10億8,900万円に関わって質問します。

一昨年の8月、広島市では甚大な土砂災害被害が発生しました。広島県は、土砂災害危険箇所が全国最多の3万か所以上、そのうち土砂災害警戒区域の指定は3分の1でした。

一方、本県での土砂災害危険箇所は4,219か所、警戒区域の指定率は98.4%です。地域別では、秩父市658か所、皆野町337か所、小鹿野町325か所など、JR八高線以西を初め飯能市867か所、所沢市47か所、狭山市24か所、さいたま市10か所など広範囲です。

この問題では、当県議団にも切実な要望を寄せられています。小鹿野町の町議からは、県道薄小森線、小森地区内の採石場近くの小森川に沿った箇所約200メートルくらい、県道が20メートルから50メートルの断崖下にあり、これまでも落石、崩落などでたびたび交通止めとなっている。方策対策を急いで欲しい、こういう声です。

伺いますが、県はハード対策として、来年度も砂防事業や地すべり対策事業とともに、急傾斜地崩壊対策事業を行うとしていますが、整備を必要とする箇所は何か所と考えているのか、また、整備事業のロードマップはあるのか、お答えください。

◎県土整備部長

急傾斜地崩壊危険箇所、埼玉県は2,907か所ございます。そのうち、国の採択基準等を勘案して、県が整備をしなければならない傾斜地、人家が5戸以上ですとか、あるいは公共施設があるとか、そういうような場所については745か所ございます。既に115か所の整備が完了しておりますので、残り630か所が県が整備をする必要がある箇所というふうに考えております。

◆村岡正嗣委員

それをどう今後整備していくかということがロードマップになるので、その辺まずお答えください。

◎県土整備部長

すみません、失礼しました。

その630か所をどうやってやっていくかというのは、全部をやるロードマップを作っても、余り現実的ではありません、物すごい年数がかかってしまいます。ですので、優先度の高いところ、例えば保全対象が非常に極めて重要なところ、例えば要介護者用の施設があるとか、そういうような災害弱者が対象になるようなところから順次整備を行っていくということで、何年までに何か所のどこをやるというようなロードマップは、現実的には作っておりません。全国でも数十万か所の危険地があって、やはり同じようなことがありますので、なかなかこの問題でロードマップというのは難しいのかなと思っております。申し訳ありません。

◆村岡正嗣委員

是非、落石、崩落が起こっている箇所は優先して行うべきと指摘をしておきます。

土砂災害対策では、住民の皆さん自身が危険箇所としての情報を地域で共有し、認識を深めるなどが

重要です。その情報提供は行政の責任です。主に県南都市部を管轄するさいたま県土整備事務所管内でも、土砂災害危険箇所となると 95 か所、さいたま市 45 か所、私の地元川口市でも 50 か所もあります。これら土砂災害危険箇所については、各県土整備事務所ごとに、いわゆる危険箇所マップとしてホームページで公開されておりますが、伺いますが、問題はその情報が当該地域の住民全てに認識されているかどうかです。また、市町村による土砂災害、ハザードマップも重要な情報です。その作成は進んでいるのでしょうか、県としてしっかり支援していただきたいが、お答えください。

◎県土整備部長

お話がありましたように、土砂災害危険区域がある市町村 41 市町村のうち、指定対象の市町村は 38 市町村あって、その市町村に土砂災害ハザードマップの作成が義務付けられているということでございます。34 市町村で作成の義務がありまして、そのうち 27 市町村で作成が済んでおります。昨年度末に比べますと、11 市町村のハザードマップの作成が進みまして、全部ではありませんけれども、進んできているということでございます。

県が何を支援するかということでございますが、やはり斜面の性状、土質の性状等を見て、危険区域の範囲ですとか、そういったことをお話をしながら、避難ルートとしてどういうところが適切かというような技術的な部分の支援をやっていっているというところでございます。

◆村岡正嗣委員

終わっていない市町村をしっかりと支援するように指摘をしておきます。

次に、防災の基本について、減災にあると考えておりますが、土砂災害ではとりわけ高齢者世帯、ひとり暮らしの方、先ほどお話があった要支援の方など、災害弱者への配慮が必要です。私たちは市町村を支援して、安全な避難場所、避難方法の確保、訓練の徹底、従来型の訓練でなく、夜間や降雨での訓練、要支援者の避難など、改善を要望してきましたが、県はこれまで、全国統一防災訓練の一環として市町村の訓練を支援していくとしております。土砂災害対策訓練としてこれでいいのでしょうか。現実的・実効ある避難訓練へ、県としてリーダーシップを発揮すべきです。来年度の取組ではどんな改善拡充をするのか、お答えください。

◎県土整備部長

非常に難しい問題とは思いますが、埼玉の場合、土砂災害の発生事例が非常に少なく、それぞれの市町村でなかなか身近に――余り身近に土砂災害を感じてはいけないんですけれども――なかなか緊迫感が出てきていないようなことも事実です。実際に平成 27 年度、土砂災害を想定した避難訓練は 9 市町村で行われました。ハザードマップを活用して、避難訓練や避難所の確認を行っておりまして、飯能市とか神川町では、実際に福祉施設と連携をした避難訓練をしたというような事例もございます。

県としては、まずは土砂災害の性状、何というんですか、科学的な、なぜ斜面が崩れるのか、どういう予兆があるのかとか、崩れたらどうなるのかとかいうような、そういうような部分も含めて、毎年、国の専門家をお呼びいたしまして、土砂災害の危険性のある対象の市町村の職員の皆さんに、これは毎年ですけれども、研修を受けていただいて、いつ起こるか分からないというような危機感をあおるわけではございませんが、危機意識を持っていただくようなことをやっております。

それから、そのほかに、土砂災害警戒情報というのを県と気象庁で発表するわけですが、それらの情報については、先ほどもちょっと水防のところでお話しましたが、県からその情報を登録していただいた皆さんの端末に直接ダイレクトで個人個人にお知らせするような取組も進めていきたいという

ふうに思っております。

◆村岡正嗣委員

しっかりやってください。

次に、歳出予算の事業概要 4 ページ、5 ページの埼玉県道路公社に関連して伺います。

公社管理の有料道路は現在、皆野寄居有料道路、新見沼大橋有料道路、狭山環状有料道路の 3 路線です。料金は、普通車が 150 円又は 420 円です。国道は無料なのに、なぜこの道路だけ有料なのか。ここを避けるために、狭い住宅道路に多くの車が入り込んでいる。有料道路は車が少なくて、近くの道路は大渋滞、混雑緩和の効果が無いなどの声が寄せられております。普通、直轄国道ですと国と県が折半し、県は県債を発行しますが、この公社の道路の場合、県負担は 2 割で、8 割を国や民間から借入れ、その分を料金収入で償還する仕組みです。ただし、おおむね 30 年かかっても償還不可能な場合、料金は無料となります。この間、254 号バイパスなどが無料となっており、喜ばれております。

伺いますが、このような有料道路を道路公社が造る意義とは何ですか。3 路線の地元から強い要望があったんでしょうか、お答えしてください。

◎県土整備部長

有料道路のメリットは、まず第一に、早く道路が造れるということでございます。多額の費用を要するような多くの山岳トンネルを抱えていたり、あるいは非常に長大な橋りょうを必要とするような路線については、通常の予算でやっていきますとなかなか事業が進みません。それを有料道路事業を導入することによって、一気に進めることができるということで、非常に道路を整備する側からすれば、早くできるということによろしいかなというふうに思っております。

要望があったかということでございますが、狭山の有料道路につきましては、有料道路でも構わないので早く道路整備をしていただきたいというような要望があったということでございます。

◆村岡正嗣委員

2 つはなかったということになりますね。

具体的に聞きます。狭山環状有料道路ですが、入間川に架かる橋の部分が有料道路となっております。稼働以来 29 年がたち、東京狭山線が延伸し、圏央道から東京までつながる幹線道路の橋となっております。一方、川上、川下にも新しい橋ができたので、有料橋を避けて多くの車が住宅街に抜けていきます。国道 16 号は、朝など大変な渋滞です。こうした結果、有料道路の通行量は少なく、当然償還など進んでおりません。有料期間は、平成 33 年までです。狭山・日高・所沢市民はもちろん、近隣住民も一刻も早くこの橋を無料にしてほしいと願っております。

本来、有料道路整備費は、国、市中銀行と合わせて、県の出資金全て料金収入で償還されるべきです。しかし、254 号バイパスも、県出資金は償還できていませんが、無料化に踏み切りました。

そこで、伺いますが、狭山環状有料道路の国・市中銀行からの借入れ償還は 1 年後の予定です。多くの有料道路が県出資金を政治的に返還免除して無料になっているわけで、狭山環状も国や銀行へ償還が終わった時点で無料にすべきと考えますが、答弁を求めます。

◎県土整備部長

狭山の環状有料道路の御質問でございますが、当初、昭和 62 年 3 月の開通から 30 年で、平成 29 年 3 月までということにしておったんですが、実は国道 16 号の下をくぐる立体交差の部分を追加工事として行ったために、現在では料金徴収期間も平成 33 年 7 月まで延長になっております。その際に、国と民間

からも借入を行っておりますので、その期間も同様に、平成 33 年度末までということで、その償還期間は据えられております。償還期間が切れば当然、そこで料金徴収は止まるわけですが、有料道路の先ほど私ちょっと申し上げ落としたかもしれませんが、大きな特徴としては受益者負担の考え方がございます。その道路を主に利用する地域の皆様方の利用の便に供するためのものについて、全く何というんですか、埼玉県民全員から、皆さんからその部分の料金を代わりに負担してもらうことになりますので、県が税金を導入するということですね。

ですので、なかなかそういうことも、難しいのかなというふうに考えております。

◆村岡正嗣委員

皆野寄居有料道路について聞きますが、ここは普通車料金は 420 円と非常に高いんですね。ですから、いわゆる生活利用には重過ぎるという声がたくさん寄せられております。浦和橋は、償還期限前に無料としております。これは、さいたま市が負担をしたことが理由だと思うんですが、このように県などが負担すれば料金の減免は可能です。この皆野寄居有料道路の無料化・低料金化についてお答えください。

◎県土整備部長

先ほど申し上げましたように、受益者負担の原則を崩して、県の税金を投入するというのは、有料道路に踏み切ったことから考えまして、なかなか難しいと思います。皆野バイパスの通行料金は非常に高いということを御指摘いただきましたけれども、もうちょっとお待ちいただければ、皆野秩父バイパスが完成します。その部分は無料ですので、そうなれば非常に利便性の高い道路となって、費用便益も上がってくるものというふうに考えております。

◆村岡正嗣委員

日本共産党の村岡正嗣です。

早速伺います。

当初予算案の主要な施策 12 ページ、共助社会の形成に向けた特別支援教育推進事業に関連して発達障害児の通級指導教室について伺います。

通級指導教室は、普通教室に通常は通いながら、週に 1 回程度特別な指導を受ける発達を促す場です。本県には、言語・難聴児が 100 教室、発達・情緒障害児が 142 教室あります。例えば、情緒・発達障害の教室では、障害の特性に即して、この場面ではなぜこういうことを言われたんだろうねなどと、じっくり子供に考えさせる指導が行われています。子供にとってほっとできる時間であり、同時に保護者にとっても、誰にも相談もできずに来たけれども、ここではアドバイスをくれる先生がいて、心のよりどころになっています。

今回、発達障害児を持つお母さんたちからお手紙をいただきましたので、御紹介させていただきたいと思います。

小 5 男子のお母さんです。「息子は多動などの目立った特性がないため、一見して要支援には見えませんが、時間や物品の管理が極端に苦手だったり、3 桁計算の繰り上がり、繰り下がりが分からないのに、理科や社会の興味や理解度が高いなど、発達障害児の特有の傾向が見られます。今年度、通級指導教室が富士見市に 1 クラスでしたが、希望者が多過ぎて、息子のような要支援の子には利用できるか、難しいです。」

同じく小 5 男子のお母さん。「中学生になったら通級指導教室がありません。中学生は小学生とは課題も、悩みの量も質も大きく変わります。例えば、自閉症スペクトラムのうち、知的障害のない、いわゆる

アスペルガー症候群でIQの高く出る場合、塾に行かなくても成績はどれも良く、それでいて人付き合いは苦手で、周囲から反感を買います。障害について理解がなく、得意と不得意の大きな差異が障害に由来するものとは思わずに、本気を出せばできるのにやっていないと評価され、叱られ続けます。どんなに頑張っても、努力が足りないと評価されれば、もう心身がへとへとでも、そうか、まだ足りないんだと更に努力し、でも、周囲と同列になれず、疲れ果てていきます。自己肯定感を得られる体験を重ねていくこと、自分の存在意義を見出して、自分自身を尊重できること、このことを発達障害児に教えてほしいと切に願っています。」これ、お母さんの声です。

ここで、質問です。周囲から理解を得にくい発達障害児にとって、通級指導学級が心のよりどころとなること、保護者にとっても心の支えとなること、このような通級指導学級の存在意義について、教育長はどう認識されているのか、お答えください。

◎教育長

通級指導教室というのが今、村岡委員の言ったとおりの意味があって、国の加配に基づいて実はやっている制度でございます。この子たちが普通学級での学習をスムーズにできるようにということで、通級指導というのをやっておりまして、このことで子供たち一人一人が、その子に応じてきちんと合わせた教育ができるというふうになるためには、非常に重要な仕組みだなというふうに認識しております。

◆村岡正嗣委員

本当に重要ですね。

私の知っている子も、この通級で本当に助かったと、そういう感想も聞いております。

お手紙をいただいたお母さんたちは、富士見市の方々です。富士見市は全部で3教室ですが、入間市は11教室と、市町村によって通級指導教室数には差があります。また、小学校は216教室設置されているのに、中学校は24教室と、中学校への設置が進んでいません。

富士見市の保護者の皆さんは、富士見市に発達障害児の通級指導教室を増設してほしい、また、中学校にもつくってほしいと要望していますが、この小中、この点について御答弁ください。

◎教育長

通級指導教室というのは、国から定数の加配というのがあって、それがなくなかなかできないものですから、1つは、国へまた要望していかなくちゃならないということでは要望してまいりたいというふうに考えていますし、そういう声に応じて、富士見市も確か今年度当初に1つ増やしたんですが、なるべく増やせる形で我々としても努力をしてまいりたいというふうに思っております。

◆村岡正嗣委員

これはしっかりやってもらいたいと思います。

それで、発達障害を持つ皆さんの苦しみや悩みに心寄せて、今、教育長から再三、国の加配の話が出ましたけれども、国の加配を得らなくても、県単でもつくるんだと、こういう決意はどうでしょうか、お答えください。

◎教育長

通級の指導につきましては、なかなか国の加配がないと厳しいというのが現状で実はあります。ただ、埼玉県には支援籍という制度がございます。これがなかなか使い勝手が良くて、いわゆる特別支援学級というのがあります。この学級の担任が通常の学級にいるこういう子たちに対しての指導もできる形になっておりますので、こういう何というんですか、支援籍というのを利用して、特別支援学級の先生が少

し関わるですか、こういうこともできるかと思いますので、国にも要望してまいりますけれども、こういう形の埼玉県独自の仕組みも利用しながらやっていきたいというふうに思っております。

◆村岡正嗣委員

国にもしっかりとやってもらいたいですし、県単という話をしましたけれども、しっかりお母さん方、保護者の声も聴いていただいて、その上で、一步でも半歩でも前進するようにやるように、強くこれは求めておきたいと思います。

次に、臨時的任用教員について伺います。

当初予算案における主要な施策 24 ページ、これは教育局条例定数一覧です。平成 28 年度教職員の定数は 4 万 7,399 人です。実は、このうち約 4,500 人は、1 年未満の期限付任用である定数内臨時的任用教員です。

要求資料 8 によれば、定数内臨任の教員数に占める割合は、小中学校で 10%以上、特別支援学校では和光南の 28%をはじめ 3 割近くに達しています。臨任教員は担任を持つなど、正規職と同じ仕事をしており、学校現場にとっても臨任教員は欠かすことができない存在となっているのが現状です。

教育長に伺いますけれども、この臨任教員が現場で果たしている役割の重さですね、これをどのように捉えておられるか、お答えください。

◎教育長

臨時的任用教員も本採用教員も同じように、子供たちにとっては先生です。勤務の内容も同じですので、同じように重要であるというふうに考えております。

◆村岡正嗣委員

正に、役割は重いという、同じ重いという答弁でした。ところが、この臨任教員の処遇は低いと、私言わざるを得ません。何年も継続して勤務しているにもかかわらず、臨任教員は年休を翌年に繰り越すこともできないし、また、1 年単位で赴任校がくるくる変わって、しかも 4 月にならなければ赴任校も分からないと、不安のまま授業に臨む、これは生徒にとっても良くないと思います。

まず、年休の繰越しについてですけれども、臨時的任用教員の任期は最長 1 年以内とされていますが、総務省は長期雇用の実態を踏まえて、労働基準法に基づき年休の繰越しを認める通知を出したはずですが、教育長、これは直ちに総務省の通知どおり、年休繰越しを認めていただきたいですが、どうですか、答弁をお願いします。

◎教育長

そうした総務省の通知はよく承知しております。そのため、このたび本県でも、来年度からですが、臨時的任用者の年休の繰越しができるよう制度を改正する予定でございます。

◆村岡正嗣委員

来年度から制度を改正する予定だというふうに今答弁ありました。仮にそういうふうに、是非実施をしてもらいたいんですが、その際、今年度の分を遡るという言い方は変だけれども、今年度の分もきちっと適用していただきたいと思うんですが、この点についてはどうでしょうか。

◎教育長

制度の場合、例えば今平成 27 年度ですが、この時点でこういう制度が変わるということをあらかじめ周知しているわけではございませんので、そういった意味から、制度が変わったところから適用という形にさせていただきたいと考えております。

◆村岡正嗣委員

決して平成 27 年度の方からしても不公平感はない、喜ばれると私は思っております。

では、続いて、同一校の継続について伺います。

ひどい例では、直接私も聞きましたけれども、臨任の教員によっては、本当に近くにある 2 つの学校を 1 年置きに行ったり来たりさせられる例も、現実にあるんですね。これは、生徒にとっても非常に困惑すると思うんです。教わっていた先生が何で前の学校に行っているんだろうと。同じ先生がある程度同一校に継続勤務することは、生徒のためだと思いますし、ですから、特別支援学校ではたしか 3 年間同一校での継続が原則とされております。小中学校や特別支援学級でも、継続すべき状況はあるはずです。

昨年、教育長はこの問題で議会答弁で、「学校の状況や要望などを踏まえ対応しているところです。」と答弁されております。子供たちのためにも、同一校での継続を適用していただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

◎教育長

基本的には臨時的任用教員は 1 年、半年の雇用で、1 回ずつ更新ということで 1 年までとなっているという法律の原則がありますので、基本的にはやはり同一校にするのは例外的であるという立場を取らざるを得ないということがございます。ですから、例外的な適用はするという点で、個々の事情を勘案しながら見ていくと。やっぱり、子供たちの教育のためにどうしたらいいかということは確かに大事なことです。そういう視点から、例外として認められるかどうかというところで判断させていただければというふうに思っております。

◆村岡正嗣委員

その例外的ということですが、これまでもそれを認めてこなかったということはないはずなので、正に子供たちのためという視点で、例外的という判断をされたケースがあると思うんですが、具体的にはどういうことがありますか。

◎教育長

いろんな場合があると思うんですが、例えば指導者が小学校の学校であるところで、マーチングとか鼓笛隊とかそういう指導者がやっておったものが、いなくなってしまうと、不足していて、どうしてもその人以外に、ほかに適当な人がいないというところで、その人を 2 年間続けてお願いしたとかという事例があったりとか、また、やっぱり部活動などで顧問で、その人に代わる先生がなかなか、異動とかいろんな点で見つからなかったというために、その人をやむなく 2 年間続けてという、そういう事例がございます。

ですから、そのほか、例えば教科によって登録した人数が少ないという教科で、やっぱりそこにその教科の臨時的なポストができてしまって、ほかの先生が見つけられないという状況もあります。そういういろんな幾つかの例外的な状況の中で、同一校の連続の勤務というんですか、それをお願いしている事例がございます。

◆村岡正嗣委員

現実には、来年度予算の中でも 4,500 人以上という人数が現実におられます。これは、先ほど星野委員も触れましたけれども、東京に能力のある方が流れているという話もありまして、処遇の低さとか専攻の問題などが私はあると思うんですが、年度ぎりぎり、あるいは過ぎてからでないという任用継続が決まらないという、こういう不安な状態に置いているのは、本当に子供のためにもならないと思うんです。

ね。

そういう意味でも、この 4,500 人を超える臨任というのを変えなくちゃいけない。一刻も早く改善すべきだと思いますので、最後に教育長のこの改善の決意をお聞きしたいと思います。

◎教育長

臨時的任用教員が多いというのは、確かに私も問題だと思っていますので、基本的には本採用教員の数を増やすということで臨時的任用教員の数を減らしていきたいと思っていますので、そうした意味で本採用教員の採用をできるだけ努めてまいりたいと考えております。